



湯河原ロータリークラブ WEEKLY REPORT



2021年4月2日(金)
例会 第2828回

天気：晴れ 合唱：君が代
それこそロータリー 四つのテスト

ロータリーは機会の扉を開く

会長 山本明峰
幹事 佐藤友彦

事務所：神奈川県足柄下郡湯河原町宮上 566 湯河原温泉観光協会内
TEL 0465(64)1234 FAX 0465(63)1716
例会場：ゆがわら万葉荘 神奈川県足柄下郡湯河原町土肥 3-6
TEL 0465(20)3900 FAX 0465(63)4033
例会日：毎週金曜日 12:30～13:30

会長挨拶

年度が改まったと言うのに、なかなかコロナ禍収束の気配も感じられません。島国日本はもともと感染症の流行りにくい所だと言いますが、それも水際対策が出来てこそで、一旦流行り出せば元も子も有りません。そうなるとうしても今、世界中で起きているような排外主義や攘夷論が台頭して参ります。これは今に始まった事ではなく、例えば仏教伝来の時にも起こった事です。百済から伝えられた仏像や経典をどう扱ったら良いのか。日本史の有名なエピソードですが、蘇我氏と物部氏の間で熾烈な争いがあった。取り敢えず天皇は蘇我氏の屋敷で試しに祀らせてみた所、蘇我馬子が重篤な流行病に罹った。それ見た事かと、物部氏は難波の海に仏像と経典を棄てさせた。すると今度は物部守屋と天皇が病に冒されてしまった。今ではこの時の流行病は天然痘だったと推定されているようですが、当時は「ほとおりけ」と呼ばれて、これが転じて「佛」の訓読みにもなっている「ほとけ」の語源になったといはれております。

スマイル BOX

4/1～8

会員誕生日 平間章弘君 (3/15)
会員誕生日 佐東丈介君 (4/2)
結婚記念日 佐東丈介君 (4/7)
ご主人誕生日 小倉高代君 (智樹様・4/3)
神奈川県議会議員 高橋延幸様
本日はお招き有難うございます。
佐藤友彦君 次女が小学校を卒業しました。
佐藤友彦君 昨日、横浜市西区に株式会社 B Mネクストを設立しました。
石田浩二君
3月29日、一般社団法人湯河原温泉観光協会の予算総会が無事終了致しました。ご協力有難うございます。
小倉高代君 本日間違えてウェルシティに行ってしまう、遅刻してすみませんでした。

幹事報告

国際ロータリー日本事務局より

1. 4月のロータリーレート 1ドル110円

連絡事項 なし

出席報告	ゲスト 0名 ビジター 0名	会員 25名
	欠席 4名(免除者 1名)	前回の修正出席率 86.96%
	出席率 87.50%	前々回の修正出席率 91.67%

事前メイクアップ 1名

ゲスト 神奈川県議会議員 高橋延幸様

卓話：神奈川県議会議員 高橋延幸様

昨年のダイヤモンドプリンセス号の横浜寄港から始まった、新型コロナウイルスの国内での蔓延による神奈川県議会、厚生常任委員会での議論抜粋報告

県政報告会 神奈川県議 高橋延幸様

「医療提供体制強化の取り組み」

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 48 条第 1 項に基づき神奈川県知事が設置する「臨時の医療施設」として、180 床規模の入院施設（事業主体：医療法人沖縄徳州会）を開設した。沿革として、令和 2 年 4 月 13 日に県は神奈川モデルの一環として、中等症患者を受け入れる「重点医療機関」の病床数を確保するため仮説医療施設を設置すると発表、翌月には精神疾患症状があり新型コロナウイルス感染承に感染した方を受け入れる「精神科コロナ重点医療機関」への指定を経て、6 月 29 日に整備を完了した。施設所在地は神奈川県鎌倉市植木字峯ノ下で、敷地面積は 17,003 m²である。施設の対象患者は新型コロナウイルス感染症の陽性の中 等症患者（酸素吸入まで、人工呼吸器などの補助治療は行わない）、人工透析患者（4 床）、精神疾患合併患者（6 床）で、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部搬送調整班、病院、消防本部または鎌倉保健福祉事務所からの要請により 24 時間体制で受け入れる。また 12 月 21 日から 4 棟目（34 床）を開棟することとなり、引き続き 5 棟目の開棟に向けて医療法人沖縄徳州会と調整を進めている。合わせて臨時の医療施設の即応病床数を、4 棟目開棟を契機に 180 床から 143 床へ改めた。理由として、臨時の医療施設の即応病床は医療人材等の効率的な活用の観点から、入院患者の動向を踏まえ病床数を増減させて運用しており、いざ病床の拡大が必要となった際は医療法人沖縄徳州会傘下の湘南鎌倉総合病院の病床を速やかに休床し、人員を配置する想定であった。しかし 11 月以降の感染拡大時、当該病院の受け入れ患者がほぼ満床状態であり、通常の救急医療との両立の観点から休床が困難な状況であったため、人員配置に時間を要する結果となった。こうした実情を踏まえ、実際に患者受け入れ可能な病床数と即応病床数を一致させる取り扱いに改めた。

「病床確保の取り組み」

回復した患者の転院を受け入れた医療機関への支援機などを実施すべきと委員会で繰り返し提案した。県は転院先を「後方支援病院」と位置づけ、病床 1 床につき協力金 10 万円を支給することを決定、「後方搬送」の神奈川モデルの仕組みへと繋がった。

「自宅・宿泊施設の療養者の療養サポート」

宿泊施設や自宅で療養者が死亡するという事案が発生した。全体的な運営マニュアルの早期作成と効果的な健康観察の手法について早急に検討するよう強く求めた。県においては第三者委員会を設置し、そこでの指摘を踏まえ、マニュアルの作成などの再発防止に取り組むとの中間報告があった。また自宅療養者について、藤沢市や藤沢市医師会と連携した療養サポートを藤沢市で先行実施することになった。

「宿泊療養施設の借上げ料について」

今年度の宿泊施設の借上げについて、当初は未知なる感染症の迷惑施設的な受け止め方があり、定額の宿泊代金よりも高い借上げが行われてきた。しかし来年度は費用対効果を検証し、適正な借上げを行って経費を削減し、削減分を他のコロナ対策事業に活用することが非常に重要と指摘した。

「変異株への対応」

県内の変異株感染者数が 50 人を超えた。変異株をどう封じ込めるか、変異株に関する正しい情報の提供と調査範囲の拡大、民間検査機関との連携を図り、検査率引き上げをいかに早く行うかが鍵と指摘した。

「効果的なワクチン接種体制作り」

わが国でも医療機関での先行接種が開始された。国は医療従事者等、高齢者、基礎疾患を有する者といった優先接種の順位を明確化し接種を進めているが、例えば警察官、視覚障がい者の同行援護者、聴覚障がい者の手話通訳者といった重要な職種、医療機関以外でコロナ医療体制を支える職種は優先接種の対象となっていない。治安の維持や共生社会の推進といった観点からもこうした職種について優先接種の枠の中にしっかりと位置づけ、都道府県や市町村と連携しながら施策を進めることが大切と考えている。

